

第二十二回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第二十四号

昭和三十年六月二十五日(土曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事内藤 友明君 理事森下 國雄君

理事大平 正芳君 理事奥村又十郎君

理事横路 節雄君 理事春日 一幸君

有馬 英治君 宇都宮徳馬君

菅 太郎君 杉浦 武雄君

中山 榮一君 坊 秀男君

前田房之助君 山本 勝市君

淺香 忠雄君 川野 芳滿君

黒金 泰美君 薄田 美朝君

古川 文吉君 石村 英雄君

木原津與志君 横山 利秋君

井上 良二君 田万 廣文君

平岡忠次郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵事務官(大 宮川新一郎君

臣官房日本専売 公社監理官)

大蔵事務官(主計局次長) 正示啓次郎君

大蔵事務官(主税局長) 渡邊喜久造君

厚生事務官(業務局長) 高田 正巳君

委員外の出席者

議員 北山 愛郎君

専門員 榎木 文也君

六月二十二日

委員井上良二君辞任につき、その補

欠として西村榮一君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十三日

委員横路節雄君及び西村榮一君辞任

につき、その補欠として渡邊徳藏君及び井上良二君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十四日

委員渡邊徳藏君辞任につき、その補欠として横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日

理事横路節雄君委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

六月二十二日

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)(参議院送付)

証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)(参議院送付)

同月二十四日

三級清酒設定反対に関する請願(黒金泰美君紹介)(第二五三〇号)

同(井堀繁雄君紹介)(第二六一二号)

果実エッセンスに対する物品税撤廃に関する請願(上林與市郎君紹介)(第二五三二号)

揮発油税すえ置きに関する請願(井手以誠君紹介)(第二五三二号)

クリーニング業における揮発油税撤廃等に関する請願(石村英雄君紹介)(第二五七二号)

同(横路節雄君紹介)(第二五七二号)

同(内藤友明君紹介)(第二五九一号)

同(黒金泰美君紹介)(第二五九二号) 生命保険の控除額引上げ等に関する請願(赤路友藏君外一名紹介)(第二六一〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

たばこ専売法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

あへん特別会計法案(内閣提出第一一号)

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案(内閣提出第三三三号)

国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案(加賀田進君外十名提出、衆法第二二二号)

○松原委員長 これより会議を開きます。

まず理事の補欠選任についてお諮りいたします。理事でありました横路節雄君が一昨二十三日一たん委員を辞任いたしましたことがありますので、理事一名が欠員となっております。この際理事の補欠選任を行いたいと存じますが、これは先例によりまして、選挙の手続を省略し、委員長より御指名いたすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。それでは委員長におきましては、横路節雄君を再び理事に指名いたします。

○松原委員長 次に、去る二十一日当委員会に審査を付託されました加賀田進君外十名提出にかかる地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。北山愛郎君。

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭和二十八年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。

本則中第一項の項番号及び第二項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律本則の規定は、改正前の同法附則の規定にかかわらず、昭和二十七年年度以前に国が直轄で行った事業についての負担金でこの法律の施行の際までに納付されていないもの(次項に規定する納付分の負担金を除く)の納付についても、適用する。

昭和二十七年年度以前に国が直轄で行った事業についての負担金の納付の特例に関する法律本則第二項の規定に基いて当該負担金につき定められた昭和二十九年年度の納付分(これについての延滞利子を含む)については、なお従前の例による。

○北山委員 ただいま議題となりました地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

地方財政の赤字は年々累積し、昭和二十九年年度末五百八十六億円に達しているが、その中には、昭和二十七年以前に国の直轄工事地元負担金の未納分が相当額含まれ、地方財政窮乏のため、その急速な納付ははなはだしく困難の状況にあるので、赤字解消の一方法として、昭和二十八年度以降分と同様の措置をとることとし、これを地方債証券に切りかえ、その負担を軽減することが必要でありますので、本案を提出したのでございます。

ただし、すでに昭和二十九年年度分として納付するものについては、従前の規定に従って処置し、本改正の措置は適用されないものとしております。なお本法該当額は、本年三月現在で大部分の府県及び若干の市について、金額は八十九億四千七百万円、うち昭和二

十九年度分納決定のものは三十二億三千七百四、昭和三十年度分納見込み分は二十六億七千四百四であります。地方財政の赤字処理の一助として、最も実行容易な方法と思われるので、何とぞすみやかに御審議の上、各位の御賛成を得たいと存する次第であります。

なお本件についての資料は今調製中でございますので、あとでお手元にお届けをいたします。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。本法律案に対する質疑は後日に譲ります。

○松原委員長 次に、たばこ専売法等の一部を改正する法律案、日本専売公社法の一部を改正する法律案の両法律案並びに両法律案に対する内藤友明君外二十五名提出の修正案、あへん特別会計法案、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案、国税徴収法の一部を改正する法律案を一括議題として質疑を行います。黒金泰美君。

○黒金委員 たいだいま議題になっております日本専売公社法の一部を改正する法律案、これについていささか承わりたいと思ひます。

今度の法律改正の、附則に次の三項を加えることありまして、五項、六項、七項の規定が追加されておるのであります。この中にあります三十億、修正案で多少金額に相違がきておりますが、この納付金と第七項にありまます一般会計に対する納付金との二つの間にかなる差異があらまますのか、まずそれから伺いたいと思ひます。

○宮川政府委員 お答え申し上げます。専売公社が事業を運営いたしましたし

て、主としてたばこ販売によつて生じまする益金は、御承知の通りこれを全部一般会計を通じて国庫に納付することになっております。昨年たばこ消費税が創設されました。たばこ消費税に相当する金額は経費としてこれを落し、国庫納付金の計算をいたします場合は、益金からこれを控除いたしておるわけでありまます。ところが今回三十年度に限りまして、地方財政の現況にかんがみまして、地方財政の一部といたしまして特にたばこ専売特別地方配付金の財源として三十億、今回の修正案によりまして四十億、七千四百四万円というものを交付税及び譲与税配付金特別会計に納付いたしまして、特別会計から地方に交付することとしたわけでありまます。従いまして、益金の計算上におきましては、たばこ消費税がございませんで、益金にはなるのであります。この三十億、修正によりまして四十億七千四百四万円というものを一般会計に納めまます金額から控除するということにいたしました次第でございます。

○黒金委員 たいだいまの御説明は、ただ経過の御説明にとどまりまして、この予算の關係におきまして、益金処分の中に交付税及び譲与税配付金特別会計繰入額控除、この控除の分と専売納付金と、この二つの間にどうい性質の差があるためにこうい区分をしておられるのか、本質的な差を伺つておるわけでありまます。

○宮川政府委員 本来この三十億、修正によりまして四十億七千四百四万円という金額に相当いたしますものは、消費税率が確定いたしますれば、たばこ消費税として経費として落し、国庫

庫に対する益金の中には計算しないのが本来の姿でないかと思ひのであります。ところが税率の決定ができません。これは経費として固定したものと、たばこ消費税と、益金処分の方法として一般会計に入れるべきところを、本来税率が確定いたしますれば、たばこ消費税としての地方の固有財源として保有すべきものでありますので、本年度に限りまして、特別に交付税及び譲与税配付金特別会計に対する納付金と区別した次第でございます。

○黒金委員 今の御説明によりまますと、このたばこ専売特別地方配付金の財源に当るものは、本来は消費税として経費処分すべきものである、ただそれが率がきまらなために、利益金処分として落しておるのである、こういような話でございますが、それは非常におかしい話である。かりに率がきまらませんでも、逆算いたしまして、率を仮定して出して、翌年度で調整することでもできましようし、またいろいろ原価の計算の上におきましても、今までのも決して率がきまらなものでなしに、いろいろと割りかけておる経費が相当にあると思ひのであります。これは入れたあとで割りかけても原価計算はできると思ひますが、なぜこれをこのよきな格好になさるのか、よくくらつと考へまますならば、たばこ消費税の臨時増徴という格好でおとりになればいいと思ひのです。そうでなくとも、経費の処分でなさるべきものじやないか。しかるに一応予算の上におきましても、事業益金を出した上で、その中から本来納付すべきものをこうやって

控除していらつしやる。そうすれば、何かこの事業益金の中に一般会計に納めるべきもの、あるいはそうでないものとか、何か性質上の差でもないといかにもおかしいことになる。ことに第六項を見まますと、三十年度の損益計算上は損失金に見ぬのだ、こう言つていらつしやる。経費で落すことを認めておる。おそろくこれでございますれば、原価に算入されると思ひます。それをこのよきな処分の方法でおやりになるのは一体どうい意思があつたのか、私どもは非常に理解に苦しむのであります。今までの大蔵省主計局なり専売公社が会計法に非常に忠実におやりになつておつた経緯から考へまして、この点に非常な疑問を持ちまますために私質問をいたしておるのであります。なぜこのよきなことをなさるのか、もう少し詳しく御説明願ひたい。

○宮川政府委員 たいだいま黒金先生の御発言の中におきまして経費として落すのではないかと御意見、これはお間違ひかと思ひのであります。実は経費として算入しないのでございまます。原価計算の話も出たのでございますが、たいだいま本年度より予算参考書の中にも掲げておりますように、専売公社の原価計算並びに定価等の差額を明らかにしておるのであります。その中におきましても、たばこ消費税に相当する金額は別は特別に計上してございまます。今年たばこ消費税としてこれを計上いたしますと、原価計算におきまして今年度だけ三十億、修正によりまして四十四億七千四百四万円という金額がふくらむことになりまして、従来並びに今後の原価計算におきまして、ことしだけすっきりした形になら

ない、こういような点もございまますので、特別の方法といたしまして、今年度限りのものございまますので、こういような処置をいたした次第でございます。

○黒金委員 たいだいまお話しございましたが、もしも消費税に準ずる性格のものであるならば、私のさっきの言ひ方が悪かつたかもしれませんが、損失金に入れます、そうして生産費の原価に含むべきものである。現在のたばこ消費税の額と比べますれば、確かに臨時的なものでありましようけれども、この程度の面の動きというものは、ほかの勘定科目にもあるはずだろうと思ひのであります。地方の税金につきましてもいろいろの動きがありましようし、決して予定通りのものが入つてきまますものでもなく、その年の年度の決算においていろいろと調整をしなければならぬ部分が相当に多いと思ひます。今あなたののおつしやるような、消費税に準ずるよきなものという立場をおとりになるならば、なぜこのよきな処置をおとりにならなければならぬか、くどいようでありますけれども、今の出発点に立つならばはつきりその点をお教え願つて、益金処分しなければならぬという理屈をお教え願ひたいのであります。

○宮川政府委員 御説のように、この性質が、私が御説明申し上げましたよりに、たばこ消費税に準ずるよきなものであるならば、経費として損失金に主として落すべきではなからうかといふ御議論、まことにごもつともございまして、いづれ主計局關係の政府委員から御説明があるかと思ひます。が、予算の編成の際の都合もあつたか

と思うのでありますが、こういうふうな特別会計に入れることにすることによって非常に弊害があるかという問題との関連でございしますが、私も考えまするに、さような特に弊害がないと心得ましたので、何度も申し上げるようでございますが、本年限りの特別措置としてこういう措置をとった次第でございます。

○正示政府委員 たいま主計局の方は、おはちがまわりましたのでお答え申し上げますが、これは黒金先生のおっしゃいます通りに、たばこ消費税と同じ扱いをすべきではないかという点は、仰せの通り一つの問題でございます。私も、これはたばこが申し上げました通りに、来年度はすでにたばこ消費税の率の中に入れておるわけでありまして、いわば本年度限りの臨時の措置でございます。そこで原価計算上、こういう一年限りというふうなものを公社の経理の上におきましてコストの中に入れるべきかどうかにつきましては、いろいろ議論をいたしましたのでございますが、これはまあことし限りの臨時の措置であるから、その点は例外として扱われるが便利であろうというふうな考え方が強まっております。一応そういたしましたのでございます。性質論といたしましては、どこまでもこれはたばこ消費税の変形でございますから、あるいは終始一貫した取扱いをすべきであるという御議論も、私も十分了解できるのでございますが、ただいま申し上げましたように、一年限りの臨時の扱いでございますので、原価計算に——御承知の通り原価計算は非常に一定した要素を経費として算定いたしましたのであります。これは臨時のもので

でございますから、別扱いというふうにいたしました次第でございます。非常にその点は理論的に貫いたしませんけれども、一応お答えいたします。

○黒金委員 たいまいろいろ御答弁がございましたが、私はこの金が地方の財源に流れることがいけないと申しておるのではありません。ただ手続が、この会計の整理の方法がいかにもおかしいじゃないか、こういうことは、今までもあまりならなかったのではないかと、今度で申し上げておるのではありません。今申し上げた、ただ一年限りでありまして、かりに専売公社としては、決してありがたくないというかも知れませんが、何らかの理由によつて、その一年限り経費がかさむということは幾らでもあり得ることでないか。ことに基本になりましては、この消費税の額と、今度のいわば臨時増徴に当る分と比べてみまして、これが倍になるわけでもない、あるいは三倍になるわけでもない、あるいは三倍になるわけでもありません。そのごく一部でありますために、その程度の動きというものは、全体の原価計算の中でどれだけ響きがあるか、あるいは整理の方はその分を除いたものと両方かね合せてお作りになつてもいいのです。割掛の方法もあるのだし、私はどうしてもふに落ちないというのを申し上げて、これも一年限りのことであつて何ともいたし方がないのだということになります。一応その点は議論をやめたいと思つたのでございますが、ただもしもそういたしましたら、これが益金の処分であるとするなら、この益金の処分をいたしましたものを直ちに交付税及び譲与税配付金特別会計に、一般会計を通さずに入れますことは、私は非常な変態ではないか、かように考えますので、この理由を承わりたいと思つて、私は、専売公社というものがなぜ一般会計に対して納付金をしなければいけないのかという根本の理屈をいろいろ考へてみたのであります。結局は、これは国から専売権を与えられて非常に独占利益を保護されておるのでありますから、その結果利益が出たら、これは国に納付するんだ、あるいはまた損が出た場合には一般会計から金をもらいます。おそらくそうなりましようし、あるいは、もしいろいろな施設その他をする場合に金が足りなければ、やはり一般会計から繰り入れるべきものでありましようし、いわば一般会計が株主的な立場に當つておるのであります。もしこういう事業の益金が出れば、これは当然一般会計に入れるべきもので、このような地方に行くような会計に直接入れるのはいかにもおかしいんじゃないか、かように考へるのでありますけれども、なぜこれを直接にこういうふうにお入れになつたのか。また一年限りの便宜だとおっしゃるのもしれません、やうやう一年限りの便宜々々というのでつて建前をおくずしになつたのでは、また毎年——来年も一年限りの便宜がほかの会計で現われるかもしれせん。この点しつかりした御意見があるのかどうか。私は納付金の本質から考へましては、これが納付金であるかと思つたのであります。その辺のはつきりした御答弁を願ひたいと思つて、

○正示政府委員 お答え申し上げます。それは先ほど申し上げましたように、本来はたばこ消費税にいたすべきものでございしましたが、たばこ消費税につきまして、実は都道府県と市町村との配分の点につきましても再検討を要する。それから年度の途中から三十億なら三十億、あるいは今度修正されて四十四億幾らになつたわけでありまして、その率を定めますというところは、平年度になつた場合の率との比較的な問題がございまして、そういうことから、本年はこれをたばこ消費税であります。しからば本質的にたばこ消費税であるから、専売公社の経理上はたばこ消費税と同じ扱いをすべきではないか。おっしゃる通りこの点は、私も先ほどお答え申し上げました通りに、おかしいと思つたのであります。実はこの点につきまして、公社と十分相談をいたしましたのであります。一年限りの措置であり、従来の原価計算のやり方からいまして、先ほど申し上げましたような意味で、これを原価の中に入れるという点はいかであるかというふうなことから、さような扱いをいたしたのであります。この点、たばこ消費税であるという本質を貫くならば、その扱いはおかしいではないかとおっしゃる趣旨については、私も先ほどお説の通りさういふ点があると思つたのであります。しかしながら、一般会計を通さなかつたという点につきましては、これはたばこが申し上げますように、本来はたばこ消費税であり、現に三十一年度以降はたばこ消費税として税率をお定め願ひよう、ただいま別途地方税法案をお願ひいたしておる次第でございますので、たばこ消費税というその性質にかんがみま

して、一般会計を通さなかつた次第でございます。

○黒金委員 今の御説明を伺いますと、Aの点を上げれば、Aの方はもちろん工合が悪いのでBの方を向いた。Bの方を伺うと、もちろんAの方がほんとうなんでBの方に向けなかつたんだ。どつちにしろんでみても言ひのがれらしく見えますけれども、そのことは逆に見ますと、二重の過失を犯しておられる、われわれはかように考へるのでございます。われわれから考へますならば、やはりこのやり方につきましては、一般会計を通すべきがどうしても本則じゃないか、かように考へるのでありますけれども、今の御説明によりましては、来年は消費税になつて経費に行くべきものだから、一般会計を通さなくていいんだ。これはどうもおかしいのであつて、消費税で益金にならないというなら、益金にならないのでありますからもう問題ございせんけれども、益金になつた上で一般会計を通すべきか通さざるかという点のお答えにちつともなつていないのであります。一たん益金処分として今年これを御処理になつた以上は、これをなせ一般会計をお通しにならなかつたか、そのことについてもう一回繰り返してはつきり御返答願ひます。

○正示政府委員 お答えを申し上げます。私は率直に申し上げました通りに、私もその本質論、すなわちたばこ消費税と同じ性質のものであり、従いまして、たばこ消費税としてこれが地方で徴収される場合には、申すまでもなく一般会計には関係はないわけでございます。さような性質を重視いたし

まして、その方に主としてウエイトを置いて処理をいたしました。それでは益金の処分という関係からいっておかしいじゃないか、公社の経理の上とのバランスがとれていないじゃないかという点につきましては、この点は、恒久的な問題であるならばその点を十分考えまして取るべきでございまして、一年限りの臨時の措置でございましてので便宜の手段によらしていただいております、こういうことを申し上げたわけでありまして、その点はまことに現論的に一貫しないじゃないかという御説であります、これはたばこ消費税であるという本質に重点を置いた考へだという趣旨において御了解を願いたいと思ひます。

○黒金委員 だだいまの御答弁、何回繰り返してもおそれるそれ以上の御答弁は得られないと思ひます。ただいまの御答弁をせんじ詰めてみますと、結局理屈は貰けない、しかし一年限りのことならばまあどうでもい、便宜にやつていこう、このような結論にしか私には聞かれたいのです。私になぜこの問題をやかましく取り上げたいかと申しますと、最近主計御当局は、非常な御苦労が予算の編成上多いと思ひますが、どうも特別会計と一般会計の間で、あるものは一般会計を通り抜け、あるものは直接に入る。たとえば地方道路税などの問題にいたしまして、これだけ税金が入つたら、勝手に地方道路税を作つて、これは向うに行くのだと言つてしまへば、これは一般会計を通らない額と、ほかの入る額との間は幾らでも調整はできる。このようないろいろと行われてきている。あるいはこれ

もひがみかもしれません、今までけつこう経理をやつておられて何ら不詳な事件もなかったのを、特別会計を今度御新設になる。あるいはバナナその他の特殊物件につきましても、一般会計を通さずに御経理になつておる。この傾向は、われわれの自由党内閣のころにも多少出て参りました。その点には心から反省はいたしておりますけれども、これが一年たちますと非常に激しくなつてきておる。ことにその中で、何としても言ひのがれのつかないのが今度の専売益金処分じゃないかと思ひます。私には納得いたしません。ただわれわれといたしまして、この予算の組みかえに民主党が御同意になつて通つたあとでありますから、今さらこれをどうこうすることはできませんが、ただ一年きりの措置であるからというので、例年このようないつて困つた事態になるのではないかと、このように考えますために特にきよりは何つた次第であります、何かから御説明になつて、われわれでも、これならごもつともだといふような御答弁を得られるかと非常に期待して参りましたが、案の定得られませんでした、はなはだ残念でございませう。何か来年度以降はこのようないい政治が絶対に行われぬように、一つ主計御当局から御答弁願ひたいと同時に、後ほど政務次官あるいは大蔵大臣から、このようないいまいいな、疑義を招くような予算の編成は来年からいたしませんといふことの御答弁を追つて

していただきたいと思ひのであります。す。○正示政府委員 だだいま政務次官がおいでになりませんので、後ほどまた政務次官からお答をいたいただく方が適当かと思ひますが、一応私からお答申します。これは一兆予算との関連におきまして、一般会計を本来通すべきものを通さないような傾向があります。特に今回の専売益金のうちから特別地方配付金を出している点については、どうしても御納得をいただかないという御趣旨でございまして、私どもとしては、説明が十分でない点につきましては、ことに申しわけないと思つております。しかしながら、これはたばこが申上げておられます通りに、決してその理由なく、また本来の姿を歪曲いたしまして、一般会計を通すべきものを通していかないという趣旨ではございませぬので、どこまでもたばこ消費税と同じ本質を強く見ましてかような取扱いをいたしたという趣旨は、たばこが繰り返して申し上げた通りでございませぬ。従いまして、昭和三十一年度以降につきましては本来の姿に戻りまして、ただいま御提案申し上げております地方税法の中に、はつきりとたばこ消費税の形になつておるのでございませぬ。將來、私どもが本来の財政法なりその他会計諸制度の精神をじゅりりんするようないい御趣旨をいたしては、十分私どももいたして心なをいたして、さういふことのないように心がけることは申すまでもございませぬ。ただいま計上いたして申します事柄は、それぞれ御説明を申し上げました

ような理由をもちまして計上いたしていただきますから、この点につきましては、事務当局の方から御説明を申し上げたところを御了解いただきたいと思ひます。○黒金委員 最後に専売御当局に一言承わりたいと思ひます。たばこ消費税につきましては、現在は消費税に按分いたしまして各地方団体に交付しております。これを専売の關係から申しますならば、消費者が御得意先であると同時に、たとえば耕作者であるとか、あるいはその工場の労働者の方とか、いろいろ関係者が多いのであります。さういつたあらゆる要素を含めまして、たとえば耕作の賠償金の金額を入れてみたり、あるいは工場の労働者の数を入れてみたり、いろいろな關係は考慮の余地がございませぬ。たばこの交付金として算定の基礎を変えて、今後御交付になるお考えが、ありますかどうか、承わりたいと思ひます。

○宮川政府委員 だだいまたばこ消費税は、当該地方公共団体の管轄内においての消費税、販売定価格に依りて、きめられた税額を納めておるのであります。お説のような方法で交付金を支給するといふことについては、考へておりませぬ。○黒金委員 研究する余地もなしといふことですか。○宮川政府委員 だだいまのところ、直ちに研究に着手する気持もございませぬが、よく御趣旨を体しまして、これを研究いたすことにいたします。

○松原委員長 関連質問を許します。○奥村委員 だだいまの黒金委員の御質問に関連してお尋ねいたします。特に正示君にお尋ねいたします。だだいまの御答弁によりますと、三十億円の繰り入れは、これは実質はたばこ消費税に類するものだ。こういうことですが、その説明をもう少し詳しくお聞きしておきたいと思ひます。それに類するものだというその根拠、たばこ消費税ならば、それだけ定価を引き上げなければならぬことになるわけですが、その類するといふ御答弁の内容をもう少し詳しく伺いたいと思ひます。

○正示政府委員 お答申申し上げます。御承知のように、たばこ消費税は昨年から新しく地方税として設けられたもので、百十五分の十五のうち、百十五分の十を市町村、百十五分の五を県というふうに配分をいたしておるわけでございます。奥村先生はたばこ、それならばたばこの値段が上がるわけであるとおっしゃられました、さういふことではございませぬ、やはり益金がそれだけ減つておるわけでございます。昨年、創設いたしました、これに伴う値上げはいたしておらないわけでございます。そこで、たばこ消費税と今回の配付金が同じ性質のものであると申し上げた趣旨でございませぬ、御承知のように、昨年交付税の税率を決定いたしますについて、軒余曲折がございました。最後に地方行政委員会において、時の小笠原大蔵大臣から、將來たばこ益金等で三十億円程度を地方に財源として与えることを考慮しようといふことで、最終的に

交付税の率が決定されたいきさつがあるわけでございます。そこで、本年いきなりたばこ消費税の率を引き上げるといふ方法でやるのが一番すっきりしたわけでございますが、先ほど黒金先生に申し上げました通り、今年度は年度の途中からやるという点が一つございませう。そうしますと、一応三十億なら三十億、今回御修正になりました四十億余りのものでございませうと、その率をはじき出す場合、月割り計算をいたさなければならぬのであります。そうすると、三十年度の税率と平年度の税率を異にしなければならぬという困難があったわけでありませう。

それからも一つは、百十五分の十と五の配分でございませうが、昨年警察費の不足の問題のときに明らかにになりましたように、地方財政のうちでも、市町村よりは府県の方がほんとうは困っているということがわかったのでございませう。そこで、今日の百十五分の十と五の振り割りをそのままに乘つけていくというやり方では、どうも財源の配分が公正でないという問題がございませうので、予算の編成の際に、自治庁当局といろいろ検討を遂げたのでございませうが、この点はもう少し慎重にやってみてほしいというところで見送りになりまして、地方税法のときまでに検討がなされたのであります。

そういう二つの理由に基きまして、実際私ども、そのときにはドレッシング・ルームが出てくるということをご予想していなかったのではありませんが、時の大蔵大臣がたばこの専売益金等というような表現を使っていることもあるから、今年だけ特別の配付金として公

社から直接交付税特別会計に繰り入れていただくことにしよう、こういうことでお願いをいたしたわけでありませう。ところが予算を閣議決定して発表いたしましたとたんに、言論機関からドレッシングの一つとして指摘されて、われわれはあせんとしたような次第であります。

以上のようないきさつについて御了解を賜るならば、これがたばこ消費税のいはば変形であり、臨時に形を変えた姿であるということをご了解願わると思ひます。

○興村委員 それじゃたばこ消費税は、公社の経理では損失になっていくのですか。損失に経理するのですか。それならそれと同じように損失に経理すべきである。

○宮川政府委員 先ほど黒金委員の御質問にお答えいたしましたように、たばこ消費税に相当する金額は、公社に於いては損失として経理しておりませう。これも本来の性格からいへば、損失として経理すべきじゃないかという黒金委員の御質問がありました趣旨から申せば、そうあるべきであるが、今年限りの特例として損失として経理せず、このような措置をしたということでは、先ほど御答弁申し上げた通りであります。

○松原委員長 井上良二君。○井上委員 二、三質問をいたしますが、専売公社法の一部改正とたばこ専売法等の一部改正と両方に関連した問題であります。この改正案で見ますと、消費税として府県及び市町村に納める税額の総額は、百十五分の十五から百分の十五と引き上げております。ところが府県と市町村と別々に見ますと、

府県の方は百十五分の五から百分の六と相当引き上げをいたしておりますが、市町村の方は、百十五分の十から百分の九と、わずかの引き上げしか行われていない。これは一体どういふことからこんな不均衡になったのか。

○正永政府委員 お答え申し上げますが、先ほど申しましたように、たばこ消費税が市町村と府県とにどういふふうに分けられるかということにつきまして、自治庁当局とも十分相議をいたしたのでございませうが、どうも市町村の固有財源と府県の固有財源との間にいろいろ見方が違っております。たとえて申し上げますと、基準財政収入の見方でございますが、今日府県は八割まで見ているわけでありませう。ところが市町村の方は七割しか見ておりませう。それから市町村民税の見方でございますが、大抵の市町村が、オプション・ツリーを適用してございませうが、交付税の配分に当ってオプション・ツリーを適用しないやり方をやっております。こういう点から、交付税等の配分に当りまして、市町村と府県との間に、一がいに申し上げられませんが、大抵の傾向としては、どこも苦しいのであります。同じ苦しさの中でも、財源的に多少市町村の方が優遇されているというふうな事柄が指摘されるのであります。将来地方財政を解くかぎには、この財源の配分を一層適正にするという点にあらうかと思ひますが、今日このたばこ消費税の率の引き上げに当りまして、自治庁当局もその点に着目されまして、主税局当局その他と十分連絡の上、かような配り方をいたした次第でございませう。

○井上委員 問題になりましたのは、この消費税は小売価格を基準としております関係から、売上額によりまして税収に左右される。そこで東京とか大阪とか、その他大都市を中心とする市街地では、高級たばこが中心に売れませう関係から、税収は非常にそれに伴って大きくなりますが、市街地を除く各市町村では、そういう高級たばこはあまり売れないということになって、税収が非常に少い。そういう実際の売り上げの高低によつて税収が変つてくる。そういう小売値段の売上税収を基準にせず、たばこの実際の消費量でもつて税収をきめるようにしてやつたらどうか。そういうことを考えると、いわゆる農村地帯は非常な損をする、不公平が起つてくる、こういうことが言われるのであります。その点どうお考えになりますか。

○宮川政府委員 井上先生の言われまふように、市街地におきましては、高級たばこが売れる、へんぴなところでは下級たばこしか売れないから、販売定価に税率をかけたもので納付するようにしたのでは、地方の財政にいろいろ不均衡が生ずるじゃないかという御意見、まことにごもっともとは存じますが、ただ消費量に比しまして納付するといふようなことにはいたしません。非常に金額の算定等、技術的に困難な面がございまして、公社の職員等にも相当人員をふやさなければやういけぬといふような事情もあると思ひのであります。直ちに消費量に比して納付金を定めるということにつきましては、慎重検討を要すると思ひます。次第でございませう。

○井上委員 従つて前段質問しました府県と市町村の交付税率が違ふ。そこで府県市まではいいが、町村の場合には、もう少しそういう面を交付税を考へてやる必要が実際現実の問題として起つてきやせぬか、配分の上では、なるべく自治庁の方で実際の事情に比してきめられておりますが、実際の売り上げを見た場合、ここに甲乙ができておりますから、その甲乙を平均化していく、均衡をとるといふ意味で、少くとも町村の売り上げに対しては、もう少し交付税率を引き上げてやるという手を考えてやるのが公正なやり方ではないか、こういうふうに私も考えておりますが、これは私どもの意見です。御検討をお願いいたします。

それからいませう、さきに黒金さんが盛んに執拗に質問しておたのでございませうが、これはわしから見るとおかしな話で、そんなに問題にしなければならぬほどのことではない。十四億七千四百万円を修正して出して、そのときは一向にこれを問題にしないで賛成して通しておいた。それを今ごろになって、こんな措置を講ずるのはけしからぬとは何を言うか。今までのかような二元的なやり方は、いろいろ問題を残し、他の方面においても問題が出てくる。そこで、これは主税局といたしましても、専売局としても、ただいま地方税制の一部改正でこれを平年化するつもりでやっておりますが、そうするともう少し金が出る。もう少し税率を上げてくれ、百分の二十五くらいに持つていってこれという意見もあるのですが、そこら辺の工合はどうですか。これを平年度に直しますと、現行の率からどのくらい率が上りますか。

府県の方は百十五分の五から百分の六と相当引き上げをいたしておりますが、市町村の方は、百十五分の十から百分の九と、わずかの引き上げしか行われていない。これは一体どういふことからこんな不均衡になったのか。

○正永政府委員 お答え申し上げますが、先ほど申しましたように、たばこ消費税が市町村と府県とにどういふふうに分けられるかということにつきまして、自治庁当局とも十分相議をいたしたのでございませうが、どうも市町村の固有財源と府県の固有財源との間にいろいろ見方が違っております。たとえて申し上げますと、基準財政収入の見方でございますが、今日府県は八割まで見ているわけでありませう。ところが市町村の方は七割しか見ておりませう。それから市町村民税の見方でございますが、大抵の市町村が、オプション・ツリーを適用してございませうが、交付税の配分に当ってオプション・ツリーを適用しないやり方をやっております。こういう点から、交付税等の配分に当りまして、市町村と府県との間に、一がいに申し上げられませんが、大抵の傾向としては、どこも苦しいのであります。同じ苦しさの中でも、財源的に多少市町村の方が優遇されているというふうな事柄が指摘されるのであります。将来地方財政を解くかぎには、この財源の配分を一層適正にするという点にあらうかと思ひますが、今日このたばこ消費税の率の引き上げに当りまして、自治庁当局もその点に着目されまして、主税局当局その他と十分連絡の上、かような配り方をいたした次第でございませう。

○井上委員 問題になりましたのは、この消費税は小売価格を基準としております関係から、売上額によりまして税収に左右される。そこで東京とか大阪とか、その他大都市を中心とする市街地では、高級たばこが中心に売れませう関係から、税収は非常にそれに伴って大きくなりますが、市街地を除く各市町村では、そういう高級たばこはあまり売れないということになって、税収が非常に少い。そういう実際の売り上げの高低によつて税収が変つてくる。そういう小売値段の売上税収を基準にせず、たばこの実際の消費量でもつて税収をきめるようにしてやつたらどうか。そういうことを考えると、いわゆる農村地帯は非常な損をする、不公平が起つてくる、こういうことが言われるのであります。その点どうお考えになりますか。

それからいませう、さきに黒金さんが盛んに執拗に質問しておたのでございませうが、これはわしから見るとおかしな話で、そんなに問題にしなければならぬほどのことではない。十四億七千四百万円を修正して出して、そのときは一向にこれを問題にしないで賛成して通しておいた。それを今ごろになって、こんな措置を講ずるのはけしからぬとは何を言うか。今までのかような二元的なやり方は、いろいろ問題を残し、他の方面においても問題が出てくる。そこで、これは主税局といたしましても、専売局としても、ただいま地方税制の一部改正でこれを平年化するつもりでやっておりますが、そうするともう少し金が出る。もう少し税率を上げてくれ、百分の二十五くらいに持つていってこれという意見もあるのですが、そこら辺の工合はどうですか。これを平年度に直しますと、現行の率からどのくらい率が上りますか。

は非常に少いのかという御質問でございますが、本年耕作をいたしましたのは、百五十町歩弱でございます。しかば来年はどうかという御質問でございますが、あへん法が昨年たしか六月であったかと存じますが、公布されました、それ以後御存じのように耕作を再開いたしましたわけでございますが、この法律の審議の際におきまして、実はケシの栽培を再開すること、は、よほど考へものだという御意見が御審議の経過に衆議院、参議院ともにあつたのであります。その御趣旨は、覚醒剤とか、あるいは麻薬とか、いろいろ薬物等による中毒が非常に弊害を流してこの時期において、さらにケシの栽培を再開することによつて、横流れ等いろいろ弊害が起りはしないかというふうな御心配が非常に強く、国際価格も安いことであるから、大した外貨でもないのだから、むしろ輸入に待った方が安全なのではないか、こゝろいろいろ空気が非常に強かつたのであります。それに対して私どもといたしましては、それはごもつともな御説であるけれども、戦後約十年間ケシの栽培というものをやめておきますので、このままに放置をいたしますと、ケシの栽培技術、あるいはアヘンの採取技術等においてもだんだんと熟練をした人がいなくなつてしまひまして、将来はさうなことができないとなり、再開をいたさうとすることができな場合に、非常に困難を伴うような情勢になる。しかもアヘンというものは、これはただいまのような国際事情でありますれば問題はないと見せなければ、国民医療上なくてはならないものであるから、どうしてもやら

うと思へば国内でできる態勢を作つておかなければならぬ、かような意味合からケシの栽培の再開をお願い申し上げたわけでありまして。しからば、お前たちの取締りの能力の確信のある範囲内において栽培をしたらよからう、こゝろいろいろ御趣旨で実はこの法律が成立をいたしましたような経緯があるものであります。さうなわけ合ひでございます。ただいまとつておきますこの百五十町歩を、さう急激に広げつよりは目下のところ持っております。しばらくこの情勢を見まして、これから生ずる弊害等を防退するに十分なる確信を持ち得る時におきましては、徐々にこれを広げて参る時期も来るかと存じます。さうなわけ合ひで、直ちに広げる気持を持っておりない次第でございます。

○井上委員 今の御趣旨は、一方面的に考へますと、まことに当然のような御意見でございますが、農民の純朴な気持から考へますと、農民がケシ栽培をいたしまして、それから出ますアヘンの原料を横流しするということが多いか、それとも海外から密輸入することの方が多いか、どちらが一体多いかというのを考へれば、私は日本の農民を疑うもはなはだしき議論だと考へております。だからあなたの方の管理が非常に重要でございますから、さういふ事務的ないろいろな機構が確立するまでは、一方面的にどんどんふやすということもできませんが、もつと国内アヘンの価格を引き下げ、海外のアヘンの方が非常に価格が安い、だから輸入した方が外貨もわずかだからいいではないかというふうな安易な考へ方が、議論としてはどうも有力になつ

て左右されやすい。しかしもう少しアヘンの栽培技術というものについて検討を加えて、反当収量をもつと上げますような処置を講ずるとか、その他いろいろ諸条件を考へて、国内のアヘン生産価格を引き合ふような価格に順次改めていくというふうなことで、この増産を考へるということも検討をお願いしたい。でない、今申したような意見で国内の増産を進めたいということには、われわれとしては納得しかねるのであります。何か農民が非常に悪いことをするやうな立場において増産をささないということは、これはもつてのほかであります。さうなことであります。やはりこのアヘンが劇毒物でありますから、どうしても管理をうまくやらなければならぬ、その管理機構が確立しないといふところから手おくれになつていくとわれわれは考へるので、できるだけその面にも大蔵省との間に了解を求めて、今後これが国内産で、少くとも半分以上くらいはまかなえるところまで持つていくということの御検討を願うことを、一つ要望いたします。

私の質問はこの程度にいたします。
○松原委員長 次に、横路節雄君。
○横路委員 専売公社監理官にお尋ねいたしますが、この第九条に「大蔵省に専売事業審議会を置く。」こゝろあつて、「委員長及び委員は、学識経験のある者、葉たばこを耕作する者その他専売事業に直接関係する者及び公社の職員の中から、大蔵大臣が任命する。」こゝろなつて、この間国鉄公社においては、洞爺丸事件だとか、あるいは紫雲丸事件等によつて、これはどうしても鉄道の経営委員会等において

は、やはり勤労大衆の代表者をその中に入れなければならぬといふので、それは、今度新しく国鉄の総裁になられた方の言によつて、労働組合の代表者を入れる。こゝろいろいろお話しのように、この専売事業審議会の中に、さういふようにほんとうに働いてる人——こゝろには葉たばこを耕作する者となつておられますが、実際に工場等で働いてる組合の代表者を入れるお考へがないかどうか、その点をお尋ねいたしたいと思います。

○宮川政府委員 国鉄の経営委員会の関係で、職員組合の代表を入れるという話につきましては、私よく詳細承知しておりませんが、想像いたしますのに、御説のように紫雲丸事件等にかんがみまして、国鉄の運営について職員の見解を入れた方がよろうといふこととに胚胎していると思つてあります。専売公社につきましては、御承知のように専売公社の事業目的が、財政収入を上げることを主眼といたしております。職員の側から申しまして、国鉄のように何十万といふ職員でもございませぬし、専売事業審議会を置いた趣旨が、専売制度の根本的な問題、あるいは専売事業を運営していく上においての基本的な事項を、大臣の諮問によりまして審議するといふふうになつておられます。制度からいたしまして、なおまた現在職員の代表として一人加入しておること等もあわせ考へまして、ただいまのところ専売事業審議会の委員として職員組合の代表を入れるといふことは、考慮をいたしておりませぬ。

○横路委員 今のお話しでは、国鉄の経営委員会とそれから専売公社の専売事業審議会とは、だいぶ性格が違ふ。専売公社の方の専売事業審議会は、財政収入等に関する問題であるから、それは組合の代表が入らなくてもいいのだといふお話しのようにですが、しかし実際には、専売益金といふものは国の財政収入に非常に影響がある。従つてやはりたくさん生産が上がるのが大事じゃないかと思われたい。この間は、この専売公社の工場を視察いたしました。私が、端的に言つて、私は労働管理は非常におかしいと思つた。どういふふうにおかしいかといへば、女子従業員は全く休憩時間がなくて、立つたまま作業をしておるといふふうな一例を見ましても、国の財政収入に重大な影響を及ぼす専売事業ですから、今日の国鉄の経営委員会が、洞爺丸、紫雲丸等の事件によつて国民全体に大きな影響を及ぼしておられる現状から組合の代表者を入れておるのであるから、私はやはりこの点は考慮があつてしかるべきだと思つた。ただ組合の方の人数、実際に働いてる諸君の人数が少いから入れられないといふのでは、私はちよつと筋が通らないのではないかと考へます。それで、国鉄の場合と専売公社の場合、片方は組合の代表を入れる、片方では入れないといふ違いはどつて違ふのか、私は違ひがないと思つたのですが、その点一つ明らかにしていただきたいと思つた。

○宮川政府委員 先ほど御答申申し上げました際は、単に人数の方だけからではございませぬで、種々いろいろな点を勘案しまして、総合的に判断しま

して、ただいまのところ入れることを考へておられないと申し上げたのでございませぬ。数の方からのみこの問題を律することは、お説のように適当じゃないと思ひます。ただ先ほど申し上げましたように、この専売事業審議会の設置の趣旨から申しまして、広く一般経済界の動向等も考へて、たゞこの定価をどのように変へたいかとか、あるいは塩の輸入についてはどのよう考へていったらいいかというふうな基本的な問題につきまして論議を願うのが適当かと考へておる次第でございませぬ。なお職員の中からは、労働問題に最も関係の深い担当の課長を職員の代表として入れておりました、それを通じまして、労働問題等につきましても十分現状が反映できるような仕組みになつておりますので、特に入れる必要はないのじゃないか、かように考へておる次第でございませぬ。

○横路委員 今のお話で、公社の職員で労働組合等に理解のある課長を入れていくからいいのではないかとお話しですが、これはちよつと私は筋が違ふと思つております。やはりこれは今日どんな企業でも、実際に生産に従事している組合の意向が反映しないというものは民間企業だつてないのです。それはないのです。実際に労働組合を――極端に言へば、それとの間で監督者のような立場にある者、その者を通じて実際に働いている者の意向が反映するから、それでいいのだという考へは私はおかしいと思ひます。今日国鉄がいろいろ国民全体の批判を受けて、国鉄の再建をするためには、実際には労働組合の協力がなければできないというので経営委員会に入れること

にした。これはやはり同じ公社として、お前たちは馬車馬のように働けばいいのだ、そのたくさんもちかた金ははおれの方で使つてやるから、お前たちの言い分はその監督官である労働課長ですか、どこかの課長を通して意見を具申すればいいのだという考へ方は、民間企業だつてそういうことはいけません。国鉄がやはり経営委員会に労働組合の代表を入れて、以上は、専売公社としても、この専売事業審議会の中に入れるのは当然だと思つて、その点はどうなんですか、全然考へがないのですか。

○宮川政府委員 先ほどの答弁と同じようなことを申すことに相なるのでありますが、御承知のように国鉄の経営委員会は、国鉄の経営をどうするかという内部的な機関でございませぬ、専売事業審議会は、専売事業の運営についての基本的事項につきまして大蔵大臣が諮問するといふ格好の機関でございませぬ、毎月一回程度開催している審議会でございますので、専売公社内部の組織ではないといふ点の違いもあわせ考へまして、先ほど答弁いたしましたように、ただいま考へておられないといふふうに御説明申し上げたのでございませぬ。

○横路委員 それでは、あなたがおかしいじやないですか、タバコを耕作する者はどうして入れてあるのですか。タバコを耕作する者だつたら、葉っぱのままにしておいたら何も役に立たない。ちゃんとタバコを耕作する者も入れていいじやないですか。タバコを耕作する者と一緒に、さらにそれが一般の商品となつてくる生産に従事するそういう者を入れてなせ悪い。いっそのこと、タバコを耕作する者をやめてしまへばいい。どうしてですか。筋が合わないじやないですか。

○宮川政府委員 葉タバコを耕作する者が入つておりますのは、これは例示でございませぬ、必ずしも葉タバコを耕作する者に限るわけではございませぬ、あるいは塩関係業者、あるいはたばこ販売業者その他の者も入れていいことになつておりました、御承知と思いますが、専売公社法を提案いたしました際に、国会で修正がございまして、ただいまのような規定が入つておる次第でございませぬ。

○横路委員 私があなたに聞いておるのは、実際に工場で生産に従事しておる、そういう労働大衆の代表である労働組合の代表を入れて悪いという理由を一つ知らせて下さいといふことです。国鉄と違つて、この専売事業に關しては入れて悪いのだという理由でございませぬ。

○宮川政府委員 特に悪いという点はないと思ひます。私も、ただいまのところ設置の目的に照らしまして、審議会の委員の構成から見まして、目的が十分貫徹されておると思ひますので、特にただいまのところ入れることを考へていないといふことを申し上げた次第でございませぬ、私としまして、そうしちや絶対にいかない、これは悪いといふところまで考へておる次第でございませぬので、その点御了承願ひたいと思ひます。

○横路委員 そりすると、特に悪いという理由はないわけですね。そりすれば、当然私は専売事業審議会に組合の代表を入れるべきで、あなたは何か組合の代表ではないが、職員の代表を入

れておるからいいのだという、その職員というの、やはり監督者の立場にある職員ですよ。監督者の立場にある職員を入れるならば、実際に監督される立場にある職員を当然入れてしかるべきだと思つております。この点は考慮する余地がないのか、その点を一つお尋ねします。

○宮川政府委員 考慮する余地が全然ない問題ではないと思ひます。

○横路委員 それでは今のお話のように、第九条第四項については考慮する余地があるというのですから、これは考慮していただきたいし、また労働組合等との関係において、それぞれ団体交渉等が持たれた場合には十分一つお考へをいただきたいと思ひます。

次に、第十七条の二を削つたのは一体どういふ考へなのか、その点を一つ私はお尋ねしたいと思つて、この十七条の二というのは「離職後の制限」です。「公社の役員及び職員は、その離職前五年間に葉タバコ、製造たばこ用巻紙、塩、」云々、こうなつていて、それから「物資の割当の事務に従事し、又はその事務を直接監督していた場合においては、離職後二年間は、その従事し、又は監督していた割当の事務と密接な関係にある営利を目的とする会社その他の団体の役員又は職員になつてはならない。」こゝに規定なんです。これは単に専売公社法ばかりでなく、国家公務員法その他においても非常にやかましい規定がある。あなたも御存じと思ひますが、これは性質が何ほかに違つていても、実際に今参議院等にお事、市町村長等は、その任期のこない前にやめた者は立候補してはならぬと

いうよりなそういう規定、言いかえれば第十七条の二のよりなものをだんだんきつくしていこうという意向なんです。それをなぜ一体これをはずされるのか。だれか今度おやめになる方で、どうしても何かあなたの方の直接の会社等の役員にしなければならぬ等の工合があつて突然提案されたのか、またそういう関係がなければ、これは国家公務員法その他一貫した精神でやつておることなんです。今、国会においてもそういうふうに、大臣、政務次官等の職にある者についてもだんだん制限をしようというふうな動きが多くなつておるのに、どうしてこゝにこゝをなさるのか。率直にこゝにやめる者がこれだけいて、その者をどこかの理事にしたいが工合が悪いから廃止したいのだといふことであれば、またわれわれもそういう内部事情があればよく承わりたい。またそういうものがなければ残しておいた方がいい。またこれは国家公務員法との関連がありますから、私は人事院関係の者を呼んでお聞きしなければならぬと思つて、これはどういふ理由なんですか。

○宮川政府委員 ただいま、公社をやる者をこの関係の会社に送り込むための考へから、こゝに法律を廃止しようといふのは決してございませぬ。これは御承知のように、戦後臨時物資需給調整法が施行されました、この法律に基きます指定生産資材割当事務によりまして物資の割当事務に従事しておつた者が、公社のみならずほかの官庁につきましても、そういう事務に従事しておつた者が、その後在職機関のその関係の仕事を通じまして、その関係の

会社等の営利団体に入ること制限しておいたわけでございます。要するに割当事務というものを公正に扱わせしめようという趣旨で入れたものと思うのであります。御承知のように、この法律がその後経済の自由化に伴いまして廃止されました。この法律に基きまする物資の割当事務というものが二十七年三月以降なくなりまして、その後二年間を経過しました今日におきましては、特にこの規定を存置する必要がないと思われまので、廃止することとした次第でございます。別に他意あつてやうに申上げておきたいと存じます。

○横路委員 今のお話ですけれども、割当規則廃止までの期間における公社の在職者は、これは適用はされませんか。今日いる者についてはどうですか。

○宮川政府委員 適用されません。○横路委員 それでは割当規則の廃止までの期間における公社の在職者で、まだ今日おる者については適用を受ける、その適用を受ける者がまだおるのにもかわらず、これをはずすということ、これは法の精神からいって必要はない。そこでこの問題は、ただ単に専売会社のことだけではないのであります。国家公務員法その他全部関係ありますので、専売公社法の十七条の二を今日なお適用される者があるにかかわらず、これをはずすということは、人事院規則との関係がありますから、一つ人事院総裁等呼んでこの間の関係がどうなっているか、その点を明らかにしなければならぬと私は思ふのであります。この問題は私が今指摘いたしましたように、ただ単に専売公社の職員ばかりではないのであります。国家公務員法によるところの人事院規則でも、これとの関係がありますから、従つて私は、できれば今ここに人事院総裁その他に來てもらつて、これと人事院規則との関係について一ついろいろ当委員会としては審議した上で、この点についてさらによく態度をきめなければならぬと思ひますので、この問題については一つ委員長の方から、この点に關して人事院関係の者をお呼びいただいて、きようおいでいただけなければ来週の火曜日でもけっこうです。その上で私はさらにこれについての質問をいたしたいと思ひます。この程度で、私は国家公務員との関係で質問を留保しておきます。

○松原委員 次に春日一幸君。○春日委員 国税徴収法の一部を改正する法律案について、渡邊主税局長にお伺いをいたします。なお閣連いたしまして、その徴収の実態について国税庁に伺いたいことがあります。国税庁長官も出るように一つ……。

○渡邊政府委員 延滞加算税の問題は、国税徴収法の一部を改正する法律案の「第九條の三項及び第三十一條ノ六第一項中「四錢」を「三錢」に改める。」

これで改正しようとするわけでございす。それから今お話しになりましたが、これは利子税の問題でございますが、これは現在所得税法とか法人税法とか、それぞれの各税法にその規定がございす。従ひまして、それぞれの税法を改正するのいろいろな法文の関係が数多くありますので、便宜ではございすますが、附則の方の第六項に「次に掲げる法律の規定中「四錢」を「三錢」に改める。」というふうにいたしました。所得税法以下それぞれ関係法律を全部列挙いたしました。それぞれ法律に四錢と規定してあるのを三錢に改める、こちらの方が今御質問になりました利子税の四錢を三錢にかえるというものでございす。

○春日委員 そういたしますと、それはこの附則の六項ですか。

○渡邊政府委員 附則の六項でございます。今ごらん願つております法律の三ページにございす分でございます。

○春日委員 それではお伺いをいたしますが、延滞加算税と延滞利子税の問題でございますが、これは何れとどこによりますと、これらの延滞利子並びに延滞加算税については、何月何日までその滞納を完了したものに對しては、主としてその後延滞のない者についてはその全額を免除するといふような通達が国税庁から発せられたことがあつたやに伺ひますが、この関係を一つ、どういふ工合のものであるのか、その点をこの機会に御説明を願ひたいと思ひます。

○渡邊政府委員 今のお話しはこりいりお話しだと思ひます。過去に相当延滞がございまして、本税が納まりまし

て利子税だけたまつていたといつた分が、ケースとして実は相当あるのでございす。その場合におきまして、納税者が納税貯蓄組合に加入いたしまして、今後におきましてはさうした延滞などはしないという態勢を一応作りました場合におきましては、過去における利子税については、しいて徴収しないという一応の税務行政上の取扱いを考へまして通達を出したという話を聞いておりますが、多分その話じやないかと思ひます。

○春日委員 それは利子税だけに対する恩典でございますか、それとも延滞加算税にも及ぶものでありますか。それをお伺ひしまして、なおその通達の文書を一参考資料として本委員会に御提出を願ひたいと思ひます。

○渡邊政府委員 お答えいたします。今のしいて徴収しないといふことを通達いたしましたのは、利子税、延滞加算税あわせてでございます。それから御要求になりました通達の写しはさつそく提出するようにいたします。

○春日委員 そこでお伺いをいたしたいと思ひますが、今回日歩四錢が三錢になるといふことは、結局日歩八錢であつたものが六錢になるといふ計算にならうと思ひわけでありまして、これはすでに最初十二錢だつたものが八錢に下り、八錢が六錢に下るといふこと、いわば納税者の負担がそれだけだんだんと軽くなるという傾向にあるので、これは私どももけっこうであると思ひます。

○渡邊政府委員 今のお話しはこりいりお話しだと思ひます。過去に相当延滞がございまして、本税が納まりまし

て、非常に苦しい経営の中を本税だけ納税をしてしまつた諸君があり、そして残つておるのはこの延滞関係の税金であるわけでありす。そこで末端税務署では、この延滞加算税関係にはその後日歩は加算されなければ、これに對する差し押え、競売の筆に出るものが相当であると聞いておるのであります。そこでわれわれが問題を把握いたしましたのは、延滞加算税とか利子税とかいふものは、とにかく本税を早く納めさせるための政治的措置だといふ工合に考へておるのであります。本税が完納されてしまつた、しかしそれが非常に苦しいやうな状態で、だんだんとその額が高まつて参ることからの自己防衛としてその苦しい税金を納めてしまつた。そして今度は延滞日歩を對象としての差し押え、それから進んでの競売、こりいりことになつて参ります。と、もう今度は自分の余剰資金を税金に納めてしまつた形においてさういふ行政罰を加えられるといふことになると、せつかく努力して納税した意味が何にもなくなつてしまつて、ときには経営の困難から事業の破綻という面へも及ぼして参ります。これは制度としての問題ではなく、實際その徴収の任に當らるる国税庁の關係だと思ひますが、さういふやうな滞納税額——今申し上げました延滞加算税や利子税、こりいりものを對象とする場合の差し押えとか競売とかいふやうな措置は、本税を納めたことによつてもさういふ滞納関係の行政的措置に對する効果はすでにおさまつてしまつておるのでありますから、何らか宥恕するやうな法的措置を講ずるとか、あるいは

○春日委員 それがお伺ひをいたしたいと思ひますが、今回日歩四錢が三錢になるといふことは、結局日歩八錢であつたものが六錢になるといふ計算にならうと思ひわけでありまして、これはすでに最初十二錢だつたものが八錢に下り、八錢が六錢に下るといふこと、いわば納税者の負担がそれだけだんだんと軽くなるという傾向にあるので、これは私どももけっこうであると思ひます。

○渡邊政府委員 今のお話しはこりいりお話しだと思ひます。過去に相当延滞がございまして、本税が納まりまし

○渡邊政府委員 今のお話しはこりいりお話しだと思ひます。過去に相当延滞がございまして、本税が納まりまし

行政的措置を講ずるといふ意思はないかどうか、その点当局側の御所見を伺いたいと思ひます。

○渡邊政府委員 お説のように利子税、延滞加算税は、これは本税をできるだけ早く、納期通り納めていただくというこの意味でできています。同時にわれわれも思つておられますが、同時に納期がおくれましても本税だけ納めればいいのだ、利子税はどつちでもいいのだということになりますと、納期通り納めた人と納期をおくれ納めた人との間の権衡問題というものがやはり考えてみなければならぬと思ひますし、同時に幾らおくれても本税だけ納めれば、利子税、延滞加算税は納めなくてもいいのだということになりますと、やはり税の納付の上におきましてもいろいろな問題が出てくるのではないかと、こゝろに思つておられます。従ひまして本税をとにかく納めておられるわけですから、利子税だけという場合におきましては、それは確かにお説のような考え方もできますが、同時に本税だけ納めれば利子税、延滞加算税はどつちでもいいというふうに考へるのも、ちよつと行き過ぎではないかといふふうに思つておられます。従ひまして今度の改正におきまして——これはかつてはこゝろに議論もあつたわけでございます。税金を滞納しても、下手に高利の借金をするよりははるかにましだ、従つて税金はあくまで滞納しておくと、それではいかぬから、この利子税、延滞加算税は非常に高い利率で持つて課すべきだ、こゝろに議論がございまして、それで御承知のようになりませんが、経済が正常化するに従ひま

して、やはり金利も下つていき、従つて今度四銭を三銭とされた。そういう事態でございまして、やはり納期通り納めた人とのことも考へてみなければなりません。同時に御説のようになつても考へる必要があろうと思つておられます。従ひまして金額の小さなものについては、これは法令の方でもつて納めなくてもいいような規定にもなつておられますし、それから先ほどの御質問で話題に出ましたように、納税貯蓄組合などに入つて、今後においては、やはり滞納はしないという態勢ができた場合には、はしいて追及しない、こゝろに思つておられます。行政措置もつておられますので、そういったような線でこの行政はやつていつたらいいのではないかと。なお延滞加算税の問題につきましては、これは国税徴収法の第九條の十一項でござい

ますが、「納期を繰上り徴収」がシタ場合」とか、その他幾つかの例がいろいろ載つておられますが、延滞加算税を免除できる措置は法的にもできておられます。

○春日委員 そこで、期限通り納めた者と期限通り納めない者との権衡は、この延滞加算税と利子税の制度において均衡ははかられておる。それで私の申し上げるのは、その延滞者の間に、おいても何とかして本税を早く納めようという努力をし、それを行なつた者、それからなおそのことが、あとと野となれ山となれというよりよきな主義で本税を納めない者との間の権衡が今はかられていないわけなんです。今御指摘のように、納税貯蓄組合とかいふことになつておられますけれども、それは入つた者とならぬ者との間において

も今権衡がはかられていない、滞納になつて延滞金がある。本税だけは納めてしまつた者に対する何らかの優遇措置を考へることによつて納税意欲を高めていく、こゝろに行政的な配慮が必要であらうと私は思ふのです。今あなた御答弁の中で、滞納税額の少ないものについてはいろいろ宥恕する、こゝろに制度があると申されておられますけれども、問題はむしろ延滞加算税、延滞利子税、こゝろに思ふものが大きいものに問題があると思ふんです。小さい額ならば納めようと思へば何とか納められるでしょうけれども、本税の方を無理算段してやりくりをつけてと

にかく納めた。そしてなおそこに何十万の延滞関係の税金が残つておる。これを納めようと思つてももうどうにもならない。本税を納めて死力が尽きた。しかしその税額を対象として差し押えが来る、競売が来る。こゝろに思ふのに対して、本税を納めたその誠意に免じて、そゝろに思ふ差し押え、競売をできるだけ避けて、そゝろに思ふ税金に対するある一部分の免除とか、あるいは長い納付計画に基づくところの分納納税の制度とか、こゝろに思ふ制度を設けて、そゝろに思ふその延滞加算税や延滞利子税がすでにその目的を達して、本税を納めしめた場合におけるその善後措置といふものを税法上講じてやる必要が大いにあると私は思ふんですが、これに対する局長の御意見はいかがですか。

○渡邊政府委員 初めの方にお話しになりました、できるだけ早く滞納税金を片づける場合と、それから割合にうやむやにしておいた場合、これは現在の制度でございまして利子税、延滞加

算税は、その滞りました期間に応じてつくことになつておりますから、早く納めればその額は小さくて済みますし、それから延びますればその額が大きくなつていくわけでございます。その点はそゝろに思ふ面で一応制度が考へられてはいるんじゃないかと思つておられます。

それから小さな額でも問題はありましようが、それよりもむしろ大きな額が問題だといふ御説でございまして、大きな額といふと、あるいは日教が非常に長かつたといふよりなわけでございます。われわれとしましては、大きな方にはやはりそれなりの理由もあるわけでございますので、やはり利子税、延滞税額がふえるといふのもやむを得ないんじゃないか。ただ最後にお話しになりましたそゝろに思ふ場合におきまして、とにかく本税は納まつていくんだから、利子税についてはやはりそゝろに思ふに公充処分をするし、かしないといふよりなことをしないでも、もつとよく業態を見ながら、徴収猶予のよきな制度によつても、これを業者の方の便宜も考へながら徴収していくべきではないか、この御説は、私はおつしやる通りだと思つておられます。これはあえて利子税、延滞加算税だけの問題ではありませんが、そゝろに思ふような場合においては、やはり徴収猶予とかいふいろいろな制度が現在できておられますので、こゝろに思ふ活用して、いたずらに納税者の方に御迷惑をかけるということとは避くべきだ、かよりに考へておられます。

○春日委員 この制度によりまして、当然税金は期限内に納付しなければならぬものであります。ところがそれを怠つた者に対する、いわば行政罰と称すべき延滞加算税や延滞利子税が設けられてきた。この宥恕の精神を私に他にも及ぼしていく必要はないか、たとえば過小申告に対する懲罰的な附加税率とか、あるいは無申告とか、あるいはその他いろいろなものがあると思ふのであります。これは、現行制度がなるほど税の調査によつていろいろ発見された過小申告や無申告、その他いろいろなカムフラージュに対するところの重加算税、こゝろに思ふものがいろいろ懲罰的にあると思ふのでありますけれども、中には現在帳簿が十分記帳できないで、知らなくて発見された無申告額もあるでしょうし、ときにはその日の便宜に流れて自家調節をやつていたり、脱税をやつていたり、連中もあるであらうけれども、現行の懲罰率といふものが全般的に高過ぎると思ふ。延滞金や重加算税が十二銭から八銭に下げられ、八銭から今また六銭に下げられようとしておる。この傾向は、これはやはり税金といふものは納付期日に納めるといふ立場であるけれども、しかし納めてない者に対するこゝろに思ふ措置が講じられておる。税金といふものは、所得一ぱいを申告してやるべきであるはずだが、漏れたり、ちよつとごまかしてみたりといふようなことに対する刑罰的な措置だと思ふ。私は納税者の立場を考へるならば、あの古い率のままをすつと貫いていくといふところには、経済情勢の推移等から考へて、やはり批判の余地があるはしいないかと思ふのです。こゝろに思ふうな無申告や、あるいは過小申告や、あるいは重加算税等の附加税率につい

て、もう一ぺんこれに対して何か検討を加えていく必要はないかどうか、この点どういふふうにお考えですか。

○渡邊政府委員 利子税、延滞加算税につきましては、これは確かに懲罰的な意味がないとも思いませんが、これはどちらかといいますと、そのときそのときの金利水準といったものやはりらみ合せて考えていくべきものではないかというふうにわれわれは考えております。たとえば、日本などにもうあまり実例はございませんが、払込期日に払い込みをしなかつた場合の延滞金とか、ああいうようなものとかかなり似た性格のものじゃないか。従いまして、金利水準というものを頭に入れてながら考えていくという意味におきまして、今度四銭を三銭に下げよう、こういう提案をしておるわけでありま

す。もう一つの方の無申告加算税、過小申告加算税、重加算税、これはシャウプ勧告後に一応現在の率がきまつておるわけでございまして、これは一種の行政罰的のものだとわれわれ考えております。この率を将来どう考えていくべきか、われわれは、現在のところ今にわかにこれを変えるほどの必要を感じておらぬわけでありまして、御意見の次第もありませんので、さらに検討してみたい、かように考えております。

○内藤委員 動議を提出いたします。ただいま一括議題となっております五法案のうち、たばこ専売法等の一部を改正する法律案及び本法律案に対する修正案、あへん特別会計法案、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案、国税徴収法の一部を改正する法律案につきましての質疑はこの程度

で終了し、討論を省略して直ちに採決せられんことを望みます。

○松原委員長 ただいまの内藤君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

これより採決に入ります。まずたばこ専売法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

初めに本法律案に対する内藤及明君外二十五名提出の修正案を採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○松原委員長 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案を採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松原委員長 起立総員。よつて本法律案は内藤友明君外二十五名提出の修正案のごとく修正議決いたしました。

次に、あへん特別会計法案、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案、国税徴収法の一部を改正する法律案の三法律案を一括採決いたします。お諮りいたします。三法律案をいずれも原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて三法律案はいずれも全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました各法律案に関する委

員会報告書の作成、提出等の手続につきましては、委員長に御一任を願つておきたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十八日火曜日午前十時より開会することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

〔参照〕

たばこ専売法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

あへん特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年六月二十九日印刷

昭和三十年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局